



福井労働局発表
平成30年10月26日

担
当

福井労働局 総務部労働保険徴収室
室長 河村 達広
室長補佐 高山 雄次
電話 0776-22-0112

「平成30年度労働保険適用促進強化期間」の実施について ～ 社長！労働保険があればこそ、みんな安心して働けるんじゃ。～

厚生労働省・福井労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的に労働保険適用促進活動を展開します。

労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇った場合、事業主は、労働保険に加入する必要があります。

1 趣旨

労働保険の適用促進については、平成29年度を初年度とする「第8次労働保険適用促進3カ年計画」に基づき、未手続事業解消に向けた取組みを推進しているところです。

しかしながら、労働保険に関する知識不足等により小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されているのが実情です。これらの未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進への取組みが最も重要な課題となっています。

今年度においては、年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、集中的な適用促進活動を展開し、もって未手続事業の一掃を図ることとします。

2 実施期間

平成30年11月1日（木）から11月30日（金）までの1か月間

3 実施事項（福井労働局における取組み）

(1) 適用促進活動の実施

個別事業主への訪問指導等を集中的に実施し、未手続事業の解消に向けて一層の適用促進を図ります。

(2) 関係団体等への協力依頼

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福井支部、その他関係団体等に対して、労働保険制度及び未手続事業解消の必要性の周知並びに本期間の広報の実施についての協力を求めます。

(3) 広報活動の実施

ポスターの掲示及びリーフレット等の設置

福井労働局・管下労働基準監督署及び公共職業安定所内の窓口に備えることとし、広報活動を通じて配布します。

また、関係各機関にも配付し、掲示及び窓口への設置等について協力を求めます。

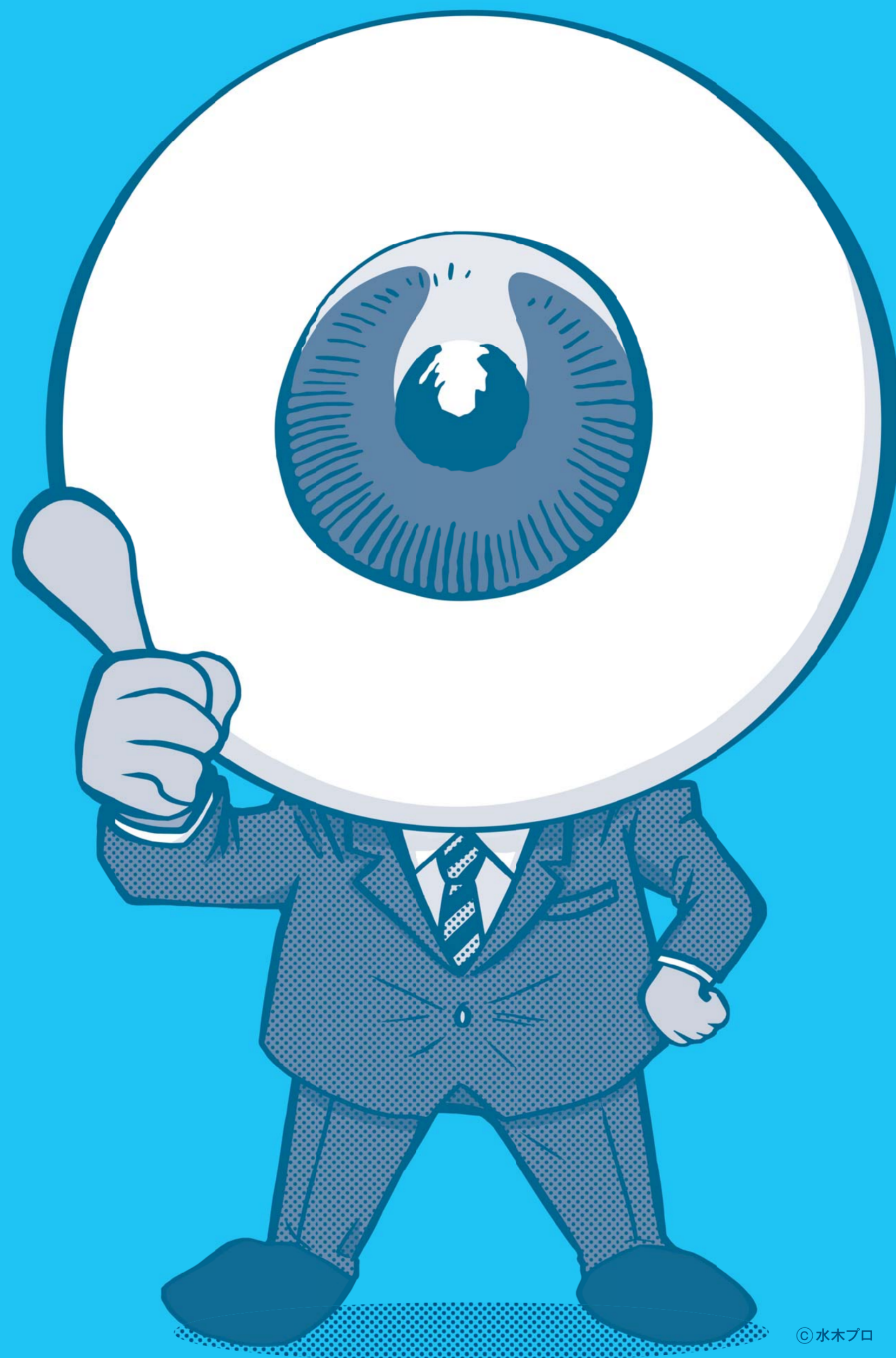
福井労働局ホームページへの掲載

ホームページの利用者に対して、労働保険制度に関する周知を図ります。

(資料) 別添広報用リーフレット

社長!

労働保険があればこそ、 みんな安心して働けるんじや。



©水木プロ

法人・個人を問わず事業主の方は、
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

労働 保険

労災保険

雇用保険